

○消防署の組織の管轄区域を定める件

(平成二十九年二月八日)

(消防庁告示第一号)

消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第四十四条第二項の規定に基づき、消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域を次のように定める。

消防署の組織の管轄区域を定める件

消防法施行令第四十四条第二項の消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域は、次に掲げるものとする。

- 一 消防署の出張所の管轄区域
- 二 消防署の管轄区域であって、当該消防署の出張所の管轄区域外のもの

附 則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。